

<災害見舞金>

○ 組合員が水震火災その他非常災害により住居又は家財に損害を受けた場合、その損害の程度に応じて下記のとおり支給します。

○ 算定となる月数が2月以上の災害見舞金の支給を受けた組合員に対し、災害見舞品として50,000円を支給します。

損害の程度		支給額
・ 住居及び家財の全部が焼失、滅失、又は同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額3月分
・ 住居及び家財の1/2以上が焼失、滅失、又は同程度の損害を受けたとき ・ 住居又は家財の全部が焼失、滅失、又は同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額2月分
・ 住居及び家財の1/3以上が焼失、滅失、又は同程度の損害を受けたとき ・ 住居又は家財の1/2以上が焼失、滅失、又は同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額1月分
・ 住居又は家財の1/3以上が焼失、滅失、又は同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額0.5月分
・ 浸水によって平屋建ての家屋(家財を含む)が損害を受け、その認定が困難なとき	床上120cm以上	標準報酬月額1月分
	床上30cm以上	標準報酬月額0.5月分

○ 添付書類

「災害見舞金支給調査書」及び「被災状況の確認できる写真」
「被災住宅の再建築及び損害部分修理に係る見積額証明書」